○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第三項の規定に基づき、特定事業者責任比率（平成八年十二月大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第七号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | |
|---|---|
| 特定分別基準適合物 | 特定事業者責任比率 |
| 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物 | 一〇〇分の九六 |
| 規則第四条第二号に規定する分別基準適合物 | 一〇〇分の八五 |
| （略） | （略） |

| 改正前 | |
|---|---|
| 特定分別基準適合物 | 特定事業者責任比率 |
| 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物 | 一〇〇分の九五 |
| 規則第四条第二号に規定する分別基準適合物 | 一〇〇分の八六 |
| （略） | （略） |

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第三項の規定に基づき、再商品化義務総量（平成八年十二月大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第八号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | |
|---|---|
| 特定分別基準適合物 | 再商品化義務総量（単位　万キログラム） |
| 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物 | 一六、八九六 |
| 規則第四条第二号に規定する分別基準適合物 | 一三、三四五 |

| 改正前 | |
|---|---|
| 特定分別基準適合物 | 再商品化義務総量（単位　万キログラム） |
| 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物 | 一六、六二五 |
| 規則第四条第二号に規定する分別基準適合物 | 一三、五〇二 |